

高知県土砂災害警戒避難基準雨量等検討委員会 設置要綱

第1条 目的

本県において、平成28年3月から運用している土砂災害警戒情報の発表基準となる土砂災害警戒避難基準雨量について、近年の降雨や土砂災害の発生データの反映などによる情報の正確度向上のための見直し検討にあたり、砂防学・気象学・防災学の専門的意見や助言を得るとともに、住民避難行動を支援するための情報発信等のあり方について、マスコミや行政機関等からの意見をいただくことを目的として、「高知県土砂災害警戒避難基準雨量等検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

第2条 構成

委員会は、別表1に掲げる委員により構成する。

第3条 委員長

- (1) 委員長は、委員から互選する。
- (2) 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- (3) 委員長が不在となるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第4条 委員会

- (1) 委員会は、委員長が認めるときに開催する。
- (2) 委員長は審議案件の内容に応じて、委員以外の出席を求めることができる。

第5条 事務局

委員会の事務局は、高知県土木部防災砂防課に置く。

第6条 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年5月28日から施行する。